

平成20年12月26日
消 防 庁

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果

消防庁では、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）について、平成20年2月20日から平成20年3月21日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、6件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

1 背景

長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生を受けた、平成19年6月の消防法施行令等の改正により、認知症高齢者グループホーム等の小規模社会福祉施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられたことに伴い、これらの小規模社会福祉施設を含む特定小規模施設等について、自動火災報知設備に用いる感知器が火災の感知と併せて連動して警報を発することができるものである場合といった一定の条件の下で受信機の設置を要しない簡易な構成のものに関する技術基準の整備を進めているところであり、上記省令（案）は、警報を発する機能及び他の感知器と連動する機能を有する感知器に求められる性能等の基準について新たに定めるものです。

2 意見募集の結果

省令案の概要について、平成20年2月20日から平成20年3月21日までの間、意見を募集したところ、6件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、[別紙](#)のとおりです。

3 省令の公布等

消防庁では、パブリック・コメント手続きの実施結果等も踏まえて検討した結果、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成20年総務省令第158号）を平成20年12月26日に公布しました。（同日から施行）



（事務連絡先）総務省消防庁予防課

（担当：森川補佐、荒川事務官）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令について

平成 20 年 1 2 月
消 防 庁 予 防 課

1 改正理由

(1) 長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生を受けた平成 19 年 6 月の消防法施行令の改正により、認知症高齢者グループホーム等の特定小規模施設に対し、その面積にかかわらず、自動火災報知設備の設置が義務づけられることとなった。

それに伴い、特定小規模施設に設置される自動火災報知設備については、用いる感知器が火災の感知と併せて各々連動して警報を発することができるものであることを条件として、受信機を用いない簡易な構成のものに関する技術基準の整備を進めているところである。

このため、感知器の規格として、警報を発する機能及び他の感知器と連動する機能を有する感知器（以下「連動型警報機能付感知器」という。）に求められる性能等の基準を新たに定めることとする。

(2) そのほか、所要の規定の整備を行うものである。

2 主な改正内容

(1) 警報機能を有する感知器に関する性能等について、以下のように定めること。

ア 警報は一定時間以上継続できること。

イ 警報音の音圧は一定の状態、70 デシベル以上であること。

ウ スイッチの操作により火災警報を停止したときは、15 分以内に自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

(2) 連動型警報機能付感知器に関する性能等について、(1)ア及びイのほか、以下のように定めること。

ア 火災の発生を感知した場合に連動型警報機能付感知器から発信する火災信号は、他の連動型警報機能付感知器に確実に伝達することができるものであること。

イ 火災信号を、他の連動型警報機能付感知器から確実に受信することができるものであること。

ウ イにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

エ 電池を用いるものにあつては、電池の交換が容易にできること及び電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となったことを一定時間以上点滅表示等により表示し、又は音響により伝達することができること。

オ スイッチの操作により火災警報を停止したときは、火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器にあつては 15 分以内に、それ以外の連動型警報機能付感知器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

カ 火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器の火災警報をそれ以外の連動型警報

機能付感知器のスイッチ操作により停止できないものであること。

(3) 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器に関する性能等について、(2)のほか、以下のように定めること。

ア 電源表示灯が設けられている場合は、火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるものであっても、電力の供給が停止した旨を発信する機能は不要とすること。

イ 自動試験機能等対応型のものにあつては、滴下試験及び腐食試験を不要とすること。

(4) その他所要の規定の整備を図ること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○総務省令第百五十八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

総務大臣 鳩山 邦夫

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令
火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十九号の四の次に次の二号を加える。

十九の五 警報機能付感知器 火災の発生を感知した場合に火災信号を発信する感知器で、火災が発生した旨の警報（以下「火災警報」という。）を発する機能を有するものをいう。

十九の六 連動型警報機能付感知器 警報機能付感知器で、火災の発生を感知した場合に火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するものをいう。

第四条に次の一号を加える。

四 電源変圧器 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）別

表第六２に規定するベル用変圧器と同等以上の性能を有するものであり、かつ、その容量は最大使用電流に連続して耐えるものであること。

第六条中「電池を用いる無線式感知器」を「受信機若しくは中継器から電力を供給されないもの」に改める。

第八条第十一号中「使用するもの」を「使用する感知器」に改め、同条第十四号中「無線式感知器」を「もの及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第五十六号）第二条第二号に定める特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特定小規模施設用自動火災報知設備」という。）に用いる連動型警報機能付感知器で電源表示灯が設けられているもの」に改め、同条に次の二号を加える。

十七 警報機能付感知器は、次によること。

イ 警報を十分間以上継続できること。

ロ 警報音の音圧は、定格電圧の八十五パーセント（供給される電力に係る電圧変動の範囲を指定する受信機若しくは中継器に接続するもの又は受信機若しくは中継器から電力を供給されないものにあつては、指定された範囲の下限値）の電圧において、無響室で警報部の中心から前方一メートル離れた地点で測定した値が、七十デシベル以上であること。

ハ スイッチの操作により火災警報を停止することのできるものにあつては、スイッチの操作に

より火災警報を停止したとき、十五分以内に自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

十八 連動型警報機能付感知器は、前号イ及びロに定めるところによるほか、次によること。

イ 火災の発生を感知した場合に連動型警報機能付感知器から発信する火災信号は、他の連動型警報機能付感知器に確実に信号を伝達することができるものであること。

ロ 火災信号を、他の連動型警報機能付感知器から確実に受信することができるものであること。

ハ ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

ニ 電源に電池を用いるものにあつては、次によること。

(1) 電池の交換が容易にできること。

(2) 電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

ホ スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

(1) スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、火災の発生を感知した連動型警

報機能付感知器にあつては十五分以内に、それ以外の連動型警報機能付感知器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

(2) 火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器の火災警報を、それ以外の連動型警報機能付感知器のスイッチ操作により停止できないものであること。

第二十一条の二中「及び電池を用いる無線式感知器」を「、電池を用いる無線式感知器及び特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器で自動試験機能等対応型感知器であるもの」に、「滴下した」を「滴下する試験を行つた」に改める。

第二十二条第一項中「感知器は、」を「感知器（特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器で自動試験機能等対応型感知器であるものを除く。）は、」に改める。

第四十三条第一項第一号カ(3)を削り、同号に次のように加える。

ヨ 警報機能付感知器（連動型警報機能付感知器を除く。）にあつては、「警報機能付」という文字

タ 連動型警報機能付感知器にあつては、「連動型警報機能付」という文字

レ 消防法施行規則（昭和二十六年自治省令第六号）第二十三条第四項第七号の六の規定により特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができないものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨

ソ 電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器及び発信機に係る型式承認は、改正後の火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令新旧対照表

○ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十九の四 (略)</p> <p>十九の五 警報機能付感知器 火災の発生を感知した場合に火災信号を発信する感知器で、火災が発生した旨の警報（以下「火災警報」という。）を発する機能を有するものをいう。</p> <p>十九の六 連動型警報機能付感知器 警報機能付感知器で、火災の発生を感知した場合に火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するものをいう。</p> <p>二十 二十八 (略)</p> <p>(部品の構造及び機能)</p> <p>第四条 感知器又は発信機に次の各号に掲げる部品を用いる場合にあつては、当該各号に掲げる構造及び機能を有するものでなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十九の四 (略)</p> <p>二十 二十八 (略)</p> <p>(部品の構造及び機能)</p> <p>第四条 感知器又は発信機に次の各号に掲げる部品を用いる場合にあつては、当該各号に掲げる構造及び機能を有するものでなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p>

四 電源変圧器 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和三十七年

通商産業省令第八十五号)別表第六二に規定するベル用変圧器と同等以上の性能を有するものであり、かつ、その容量は最大使用電流に連続して耐えるものであること。

(電源電圧変動試験)

第六条 感知器及び発信機は、電源の電圧が定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下の範囲内(供給される電力に係る電圧変動の範囲を指定する受信機若しくは中継器に接続するもの又は受信機若しくは中継器から電力を供給されないものにあつては、指定された範囲内)で変動した場合、機能に異常を生じないものでなければならない。

(感知器の構造及び機能)

第八条 感知器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。

一 十 (略)

十一 放射性物質を使用する感知器は、当該放射性物質を密封線源とし、当該線源は、外部から直接触れることができず、かつ、火災の際容易に破壊されないものであること。

十二・十三 (略)

十四 火災信号又は火災情報信号を発信する端子以外から電力を供給される感知器(電池を用いるもの及び特定小規模施設における必要とさ

(電源電圧変動試験)

第六条 感知器及び発信機は、電源の電圧が定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下の範囲内(供給される電力に係る電圧変動の範囲を指定する受信機若しくは中継器に接続するもの又は電池を用いる無線式感知器)にあつては、指定された範囲内)で変動した場合、機能に異常を生じないものでなければならない。

(感知器の構造及び機能)

第八条 感知器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。

一 十 (略)

十一 放射性物質を使用するものは、当該放射性物質を密封線源とし、当該線源は、外部から直接触れることができず、かつ、火災の際容易に破壊されないものであること。

十二・十三 (略)

十四 火災信号又は火災情報信号を発信する端子以外から電力を供給される感知器(電池を用いる無線式感知器)

れる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第五十六号）第二条第二号に定める特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特定小規模施設用自動火災報知設備」という。）に用いる連動型警報機能付感知器で電源表示灯が設けられているものを除く。）は、電力の供給が停止した場合、その旨の信号を自動的に発信することができるものであること。

十五・十六 （略）

十七 警報機能付感知器は、次によること。

イ 警報を十分間以上継続できること。

ロ 警報音の音圧は、定格電圧の八十五パーセント（供給される電力に係る電圧変動の範囲を指定する受信機若しくは中継器に接続するもの又は受信機若しくは中継器から電力を供給されないものにあつては、指定された範囲の下限値）の電圧において、無響室で警報部の中心から前方一メートル離れた地点で測定した値が、七十デシベル以上であること。

ハ スイッチの操作により火災警報を停止することのできるものにあつては、スイッチの操作により火災警報を停止したとき、十五分以内に自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

十八 連動型警報機能付感知器は、前号イ及びロに定めるところによるほか、次によること。

イ 火災の発生を感知した場合に連動型警報機能付感知器から発信する火災信号は、他の連動型警報機能付感知器に確実に信号を伝達す

を除く。）は、電力の供給が停止した場合、その旨の信号を
発信することができるものであること。

十五・十六 （略）

ることができるものであること。

ロ 火災信号を、他の連動型警報機能付感知器から確実に受信することができるとあること。

ハ ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるとあること。

ニ 電源に電池を用いるものにあつては、次によること。

(1) 電池の交換が容易にできること。

(2) 電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

ホ スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

(1) スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器にあつては十五分以内に、それ以外の連動型警報機能付感知器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

(2) 火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器の火災警報を、それ以外の連動型警報機能付感知器のスイッチ操作により停止できないうものであること。

(滴下試験)

第二十一条の二 感知器（防水型のもの、電池を用いる無線式感知器及び

(滴下試験)

第二十一条の二 感知器（防水型のもの及び電池を用いる無線式感知器

特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器で自動試験機能等対応型感知器であるものを除く。）は、通電状態において、当該感知器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下する試験を行った場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(腐食試験)

第二十二条 感知器（特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器で自動試験機能等対応型感知器であるものを除く。）

は、普通型のものにあつては第一号の試験を、耐酸型のものにあつては第二号及び第三号の試験を、耐アルカリ型のものにあつては第二号及び第四号の試験を行った場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。この場合において、当該試験は、温度四十五度の状態で行い、空気が管にあつては直径十ミリメートルの丸棒に、熱電対式の感知器の熱電対部又は感知線型の感知器の線状感熱部にあつては直径百ミリメートルの丸棒に密に十回巻きつけて行うものとする。

一～四 (略)

2 (略)

(表示)

第四十三条 感知器及び発信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければ

を除く。）は、通電状態において、当該感知器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下した場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(腐食試験)

第二十二条 感知器は、

普通型のものにあつては第一号の試験を、耐酸型のものにあつては第二号及び第三号の試験を、耐アルカリ型のものにあつては第二号及び第四号の試験を行った場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。この場合において、当該試験は、温度四十五度の状態で行い、空気が管にあつては直径十ミリメートルの丸棒に、熱電対式の感知器の熱電対部又は感知線型の感知器の線状感熱部にあつては直径百ミリメートルの丸棒に密に十回巻きつけて行うものとする。

一～四 (略)

2 (略)

(表示)

第四十三条 感知器及び発信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければ

ばならない。

一 感知器 次に掲げる事項

イ〜ワ (略)

カ 無線式感知器にあつては、次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ヨ 警報機能付感知器(連動型警報機能付感知器を除く。)にあつて

は、「警報機能付」という文字

タ 連動型警報機能付感知器にあつては、「連動型警報機能付」という文字

レ 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第〇条第〇号の規定により特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができないものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨

ソ 電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

二 (略)

2 (略)

ばならない。

一 感知器 次に掲げる事項

イ〜ワ (略)

カ 無線式感知器にあつては、次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

二 (略)

2 (略)